③

令和９・１０年度

酒　　田　　市

競争入札（見積）参加資格審査申請

（小修繕工事（100 万円以下））

提　出　の　手　引　き

令和８年１１月２日現在

目　次

1	令和９・１０年度の主な変更点・・・・・・	１ページ
2	申請できる方・・・・・・・・・・・・・・	２ページ
3	参加資格（登録）有効期間・・・・・・・・	２ページ
4	受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・	２ページ
5	受付方法・・・・・・・・・・・・・・・・	２ページ
6	申請内容の公表・・・・・・・・・・・・・	３ページ
7	対象となる契約・・・・・・・・・・・・・	３ページ
8	提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・	４ページ
9	その他・留意事項・・・・・・・・・・・・	４ページ
10	登録後に変更が生じたとき・・・・・　・・	５ページ

酒田市では特別な場合を除き、競争入札（見積）参加資格審査申請により資格審査を行い、指名競争入札参加者登録簿に登載された方に業務を発注いたします。

酒田市が発注する（小修繕工事（100 万円以下））の業務を希望される方は、必ず申請を行ってください。

1　令和９･１０年度の主な変更点

（１）印鑑証明書について

　令和７・８年度競争入札（見積）参加者登録簿に登載されていない方は、過去に登録されたことがあっても新規登録の扱いとなりますので、原本の提出が必要となります。

2　申請できる方

次に掲げる要件を全て満たす方

（１）酒田市が発注する**【小修繕工事（100 万円以下）】**に係る見積りへの参加を希望する方で、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定のいずれにも該当せず、諸税を完納している方

次の事項のいずれかに該当する場合は、競争入札（見積）参加資格申請はできません。
●次のいずれかに該当する場合
・成年被後見人及び被保佐人
・破産者で復権を得ない者
・指定暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に該当するもの）
●各種納税証明において未納の金額がある場合（ただし「納期未到来額」と「未納額」が一致している場合は申請できます）

（２）個人にあっては酒田市内に主たる事業所又は住所を有する方、法人にあっては酒田市内に本店を有する方

（３）下記①から⑥までの全ての要件を満たす方

①酒田市総務部税務課に事業所開設の届が提出されていること（法人のみ）
②酒田市内に事業所を所有又は賃貸借等により借用していること
③常時雇用している従業員又は事業所の責任者が常駐していること（「常駐」とは、原則として事業所において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していること）
④2～3 か月程度の一時的な事業ではなく、継続性のある事業を行っていること
⑤郵便物が届くこと（郵便局留及び私書箱不可）
⑥電話を本店又は他の事業所へ常時転送をしていないこと（事業所責任者への転送を除く）

3　参加資格（登録）有効期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

4　受付期間

令和８年１２月１日（火）から令和９年１月１５日（金）まで【当日消印有効】
※令和９年４月１日登録を希望される方は、受付期間中に申請をお願いします。
※提出書類に不備がある場合は、受付期間内に再度提出いただく場合がありますので余裕をもって申請してください。
※**受付期間終了後の随時受付は、令和９年４月中旬から開始の予定です。**

5　受付方法

申請書類の受付は【郵送のみ】で行います（窓口での受付は行いません）。
封筒に「**競争入札（見積）参加申請（小修繕工事（100 万円以下））**」と記入の上、下記宛先ま

でお送りください。

【宛先・問合せ先】
〒998－8540　山形県酒田市本町二丁目２番４５号
（個別番号）　酒田市総務部契約検査課（市役所２階）
電　話　0234-26-5708（直通）
ＦＡＸ　0234-26-5738

☆この申請のほかに「測量・建設コンサルタント等」や「物品・役務・賃貸借」の登録申請を行う方は、<u>それぞれ申請ごとに郵送してください。</u>
☆受理証の発行を希望される方は、必ず宛先を記入し、110 円切手を貼った返信用定形封筒を同封してください（受理証は、書類審査完了後の発行となります。即日発行となりませんのでご了承ください）。
☆書類の不備や登録の要件を満たさない場合は、受理できない場合もありますので、申請書類等を十分ご確認の上、お送りください。

6 申請内容の公表

社名又は名称、住所、電話番号を取りまとめた酒田市競争入札（見積）参加者登録簿を本市ホームページで公表しますので、あらかじめ申請内容が公表されることをご了承の上、申請してください。

7 対象となる契約

内容が軽易で、履行が容易な契約予定金額が税込 100 万円以下の契約で、次のとおりです。

区　　分	修　繕　内　容
建 築 関 係	① 大工 ② 左官・石 ③ 屋根・板金 ④ 塗装 ⑤ 内外装（床材・壁材・天井材など） ⑥ ガラス ⑦ 建具（障子・ふすま・網戸・サッシ・シャッターなど） ⑧ その他（畳・棚・家具・カーテン・その他建築物の修繕）
設 備 関 係	① 給排水衛生設備・給湯設備・ｶﾞｽ設備 ② 空気調和設備（冷暖房・ボイラーなど） ③ 電気設備（配線・照明器具・スイッチ・コンセント類） ④ その他（機械器具設置・電気通信設備・消防設備・その他設備の修繕）
土 木 関 係	① 土工、舗装、フェンスなど
そ　の　他	上記以外

8 提出書類

（1）チェックリスト

（2）酒田市小修繕工事契約希望者登録申請書

（3）納税証明書（原本又は写し）

書　類　名	説　明
法人税（法人）申告所得税（個人）及び消費税・地方消費税の納税証明書	所在地の税務署で発行 法人：その３の３ 個人：その３の２
市税の納税証明書 （市内業者のみ）	○法人（市役所で発行） 最新の納税証明書（確定申告期限が過ぎた年度のもの） ○個人（市役所で発行） 令和７年度の納税証明書 令和９年４月中旬からの随時受付については、申請時点での最新年度の納税証明書をお願いします。

（4）資格・免許等の写し

登録を希望する業種を施工するために必要な資格または免許等の写し

（5）身分を証する書類

① 法人・・・登記事項証明書（原本又は写し）

② 個人・・・身分証明書（原本又は写し）

（6）印鑑証明書（原本）（新規登録又は代表者印が変更になった場合、若しくは令和７・８年度競争入札（見積）参加者登録簿に登載されていない方）

（7）使用印鑑届（実印以外の印鑑を使用する方）

（8）暴力団排除に関する誓約書

（9）資本関係・人的関係調書

(10) 誓約書（※添付書類あり）

以上の書類を番号順にＡ４−Ｓ判（縦型）フラットファイルに綴り、表紙と背表紙に商号又は名称を記入の上、１部提出してください（色指定なし。金具のないもの）。

申請書様式は、本市ホームページからダウンロードできます。

ＵＲＬ　https://www.city.sakata.lg.jp/

（「入札・契約」の「入札・契約に関するお知らせ」の『入札参加』にあります。）

9 その他･留意事項

（1）酒田市契約検査課からの依頼・通知文等全てにおいて、原則メールで行わせていただきますので、メールアドレスの記入漏れがないようお願いいたします。

（2）「建設工事」との重複の申請は出来ません。

（3）提出書類の押印は、指定がない限り代表者印（実印）で押印してください。

（4）各種証明書は、申請日から遡って３か月以内に発行したものを提出してください。

（5）申請に係る一切の費用は申請者の負担となります。

（6）登録後、申請書等に虚偽の記載が見つかった場合や申請できる方の要件に該当しなくなった場合等は、参加資格を抹消することがあります。

（7）申請された情報について情報公開の請求があったときは、酒田市情報公開条例等に基づいて公開する場合があります。

１０　登録後変更が生じたとき

登録事項の変更が必要になります。速やかに競争入札（見積）参加資格審査申請事項変更届を提出してください。変更内容により提出書類が変わります。変更届提出書類一覧に従い、添付書類を変更届に添付してください。